

## 社会福祉法人白之会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白之会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員および評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報

酬（日当）及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（改 廃）

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付 則

この規程は、平成23年4月1日より施行

この規程は、平成24年12月14日より施行

この規程は、平成29年6月12日より施行

別表 1 (日額)

手取り額として、下記の金額を支給する。

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	3, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0 円

別表 2 (日額)

手取り額として、下記の金額を支給する。

名 称	報 酬
理事及び評議員 業務報酬等	3, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	5, 0 0 0 円

別表 3 (日額)

手取り額として、下記の金額を支給する。

名 称	旅費	宿泊費	日当 (宿泊)	日当 (日帰り)
理事長	実費	実費	1 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
役員及び評議員	実費	実費	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円